

# 令和2年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 日高市

## 目次

I 償却資産の申告について		III 償却資産の評価について	
1	申告していただく方	1	償却資産の評価と課税について
2	提出する書類	2	減価率及び減価残存率一覧表
3	電算処理により全資産申告をされる場合	IV その他	
II 償却資産のあらまし		1	非課税及び課税標準の特例とされる資産について
1	償却資産の範囲について	2	虚偽の申告及び不申告について
2	償却資産の主な種類について	3	実地調査のお願い
3	業種ごとの主な償却資産の例	V 償却資産Q&A	
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	耐用年数表（抜粋）	
5	テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について	償却資産申告書の書き方	
6	リース資産と納税義務者		
7	取得価額における消費税の取扱い		
8	国税の取扱いとの比較		

**提出期限**

**令和2年1月31日（金）**

**提出先・お問合わせ先**

**日高市役所 税務課資産税担当 ⑫番窓口**

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

TEL 042-989-2111（代表）

※郵送又は直接窓口で受け付けております。

※申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、**切手を貼付した返信用封筒**を同封してください。

**eLTAX(地方税ポータルシステム)でも申告できます**

eLTAXのご利用及び詳細な情報については <http://www.eltax.jp> をご参照ください。

## 提出前に次の確認をお願いします。

各項目を確認の上、左のチェック欄に $\blacktriangle$ 点を入れてください。

- 令和2年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- 決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産ですか。（※）  
（※ 取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。）
- 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産(合計300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した資産を含めていますか。
- 種類別明細書(資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数)に記入漏れはないですか。
- 全資産申告であっても種類別明細書を添付していますか。
- 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入もれ、押印もれはないですか。
- 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- 去年の申告と前年度の価額は合っていますか。
- リース資産は貸している業者名の記入がありますか。
- ソーラーパネル等(再生可能エネルギー発電設備に係る資産)の場合は、所在地の記入がありますか。
- 建設仮勘定で経理されている業種で、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- 簿外資産も含めていますか。
- 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- 社宅用、宿舍用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- テナント入居者が取り付けた建物附属設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。
- 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- 無形固定資産(電話加入権、ソフトウェア等)、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。

# I 償却資産の申告について

## 1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

## 2 提出する書類

初めて申告される方……全資産を申告してください。

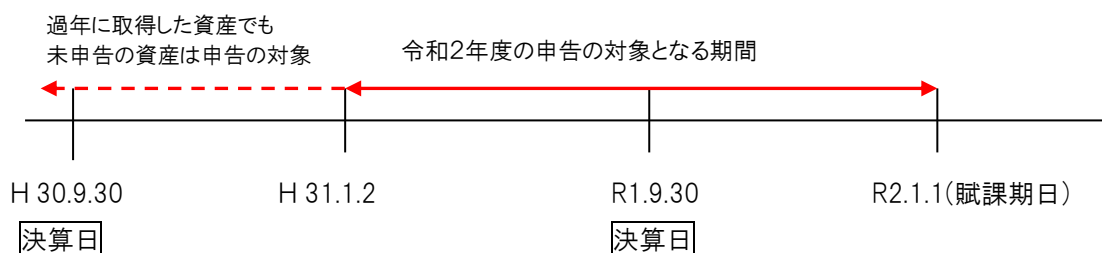
対象者	① 平成31年1月2日から令和2年1月1日の間に、新たに日高市内で事業を始められた方(リース資産を設置した場合も含まれます) ② その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和2年1月1日現在、日高市内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「該当資産なし」と記載して提出してください。

前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度(平成31年度)までに申告されている方
対象資産	平成31年1月2日から令和2年1月1日までの増加及び減少資産(ただし、平成31年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください)(下の例を参照)
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) ③ 種類別明細書(減少資産用)
その他	①前年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載してください。 ②法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようご注意ください。(下の例を参照)

\*電算処理により全資産申告をされる方は、【3 電算処理により全資産申告をされる場合】をご覧ください。

(例) 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



## 提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)	備考
初めて申告される方	資産所有	○	○(全資産)		
	資産なし	○			申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「該当なし」と記載
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・滅失・移動・修正	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載
	廃業・解散・転出	○		○	申告書中の「18 備考(添付書類等)」に廃業等の日付を記載
	電算申告をしている方	○	○(全資産)	○(減少がある場合)	

### 3 電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	<p>①全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。</p> <p>②所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記載してください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>①必ずすべての資産を申告してください。(資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。)</p> <p>②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。電子申告の場合には、前年度の増加・減少資産の明細書を添付してください。</p> <p>③全資産について、評価額を記載してください。</p> <p>④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。(特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、ご協力をお願いします。)</p> <p>⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。</p> <p>⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。</p>

## II 償却資産のあらまし

### 1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産(償却済資産を含む)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼働資産(未だに稼働していないが、すでに完成している資産)
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>	
法人の場合 (平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
	20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、**申告対象**となります。

### (3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑤ 書画・骨とう(ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。)
- ⑥ 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。)
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。(平成20年4月1日以後契約分)

## 2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細目 (例)	
第1種	構 築 物	土地に定着した 土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、煙突、緑化施設、テント倉庫等 *平成29年1月2日以降に取得されたテント倉庫につきましては、家屋として課税になる場合があります。
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 *詳しくは【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」~「09」、「000~099」のもの。)ブルドーザー、パワーショベル等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアー等
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第3種	船 船	モーターボート等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」~「99」、「900~999」のもの。)、構内運搬車等	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等	

### 3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 容 業・美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医 院・歯 科 医 院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット)、各種キャビネット、待合室いす、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。)、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不 動 産 貸 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備(駐車場、門、フェンス、植栽、外構など)、その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備、農業用器具、その他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

## 4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けした家屋の附帯設備(特定附帯設備)は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。(次ページ【5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備(特定附帯設備)の課税について】を参照してください。)

### 附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>電灯コンセント配線設備</li> <li>蛍光灯用器具、白熱灯用器具</li> <li>出退表示設備</li> <li>呼出信号設備</li> <li>自動車管制装置</li> <li>盗難非常通報装置</li> <li>電話配線設備</li> <li>電気時計配線設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家発電設備</li> <li>受変電設備</li> <li>ネオンサイン</li> <li>スポットライト、投光器</li> <li>家屋と分離している屋外照明設備</li> <li>分電盤より外側の配線</li> <li>電話機、電話交換機</li> <li>親時計、子時計</li> <li>中央監視装置</li> <li>LAN配線</li> </ul>
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水設備(受水槽を含む)</li> <li>排水設備</li> <li>中央式給油設備</li> <li>衛生設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外給水管、屋外配水管</li> <li>配管のない瞬間湯沸器</li> <li>独立した煙突、給水塔</li> </ul>
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーターより外側の配管</li> </ul>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備</li> <li>冷暖房設備</li> <li>換気設備、換気扇、天井扇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルームエアコン</li> </ul>
運搬設備・清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>気送管設備</li> <li>事務用ベルトコンベアー設備</li> <li>エレベーター、</li> <li>小荷物専用昇降機</li> <li>エスカレーター</li> <li>窓ふき用ゴンドラ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場用ベルトコンベアー</li> <li>垂直型搬送機</li> </ul>
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定椅子</li> <li>金庫扉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り外しの容易な簡易間仕切り</li> <li>夜間金庫</li> <li>機械式駐車場</li> </ul>
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨等の非常階段</li> <li>ポーチ</li> <li>テラス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車置場</li> <li>簡易物置</li> </ul>

\* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。



## 5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けした家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

### 附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取 付 者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 （ビル賃貸業）	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 （ビル賃貸業）
②	家屋所有者 （ビル賃貸業）	受変電設備	償却資産	家屋所有者 （ビル賃貸業）
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

## 6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンス・リースなど）	× （申告不要）	○ （資産の所在する市町村 へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○ （自己の資産として申告必要）	× （申告不要）

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

## 7 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

## 8 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 (減価率は【Ⅲ-2 減価率及び減価残存率一覧表】を使用します)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	<b>認められません ※1</b>
特別償却、割増償却	認められます	<b>認められません</b>
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度 (租税特別措置法)	損金算入が可能	<b>認められません</b>

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

# Ⅲ 償却資産の評価について

## 1 償却資産の評価と課税について

### (1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

### (2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

#### 評価額の計算方法

前年中に取得した資産	$\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$
前年前に取得した資産	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$

\*            は、小数点第4位を四捨五入      \*減価率については次ページの表を使用します。

#### ◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

#### 計算例 〔評価額の算出方法〕(概算)

平成 31 年度

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	平成 31 年度 評価額	合計
ルームエアコン	H30.11	500,000 円	6 年	0.319	500,000 円 $\times (1 - 0.319 \div 2)$ = 420,000 円	1,591,200 円
看板 (ネオンサイン)	H30.2	1,600,000 円	3 年	0.536	1,600,000 円 $\times (1 - 0.536 \div 2)$ = 1,171,200 円	

令和 2 年度

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和 2 年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	R1.9	2,700,000 円	15 年	0.142	2,700,000 円 $\times (1 - 0.142 \div 2)$ = 2,508,300 円	3,337,756 円
ルームエアコン	H30.11	500,000 円	6 年	0.319	420,000 円 $\times (1 - 0.319)$ = 286,020 円	
看板 (ネオンサイン)	H30.2	1,600,000 円	3 年	0.536	1,171,200 円 $\times (1 - 0.536)$ = 543,436 円	

### (3)税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額(1000円未満切り捨て)※}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは日高市内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

### (4)免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

### (5)納期

年税額は4回に分けて納めていただくことができます。令和2年度は5月・7月・9月・11月を予定していますが、具体的な納期については令和2年度固定資産税納税通知書等でお知らせします。

なお、市税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する大変便利な「**口座振替**」をご利用いただけます。

## 2 減価率及び減価残存率一覽表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				<b>31</b>	0.072	0.964	0.928
<b>2</b>	0.684	0.658	0.316	<b>32</b>	0.069	0.965	0.931
<b>3</b>	0.536	0.732	0.464	<b>33</b>	0.067	0.966	0.933
<b>4</b>	0.438	0.781	0.562	<b>34</b>	0.066	0.967	0.934
<b>5</b>	0.369	0.815	0.631	<b>35</b>	0.064	0.968	0.936
<b>6</b>	0.319	0.840	0.681	<b>36</b>	0.062	0.969	0.938
<b>7</b>	0.280	0.860	0.720	<b>37</b>	0.060	0.970	0.940
<b>8</b>	0.250	0.875	0.750	<b>38</b>	0.059	0.970	0.941
<b>9</b>	0.226	0.887	0.774	<b>39</b>	0.057	0.971	0.943
<b>10</b>	0.206	0.897	0.794	<b>40</b>	0.056	0.972	0.944
<b>11</b>	0.189	0.905	0.811	<b>41</b>	0.055	0.972	0.945
<b>12</b>	0.175	0.912	0.825	<b>42</b>	0.053	0.973	0.947
<b>13</b>	0.162	0.919	0.838	<b>43</b>	0.052	0.974	0.948
<b>14</b>	0.152	0.924	0.848	<b>44</b>	0.051	0.974	0.949
<b>15</b>	0.142	0.929	0.858	<b>45</b>	0.050	0.975	0.950
<b>16</b>	0.134	0.933	0.866	<b>46</b>	0.049	0.975	0.951
<b>17</b>	0.127	0.936	0.873	<b>47</b>	0.048	0.976	0.952
<b>18</b>	0.120	0.940	0.880	<b>48</b>	0.047	0.976	0.953
<b>19</b>	0.114	0.943	0.886	<b>49</b>	0.046	0.977	0.954
<b>20</b>	0.109	0.945	0.891	<b>50</b>	0.045	0.977	0.955
<b>21</b>	0.104	0.948	0.896	<b>51</b>	0.044	0.978	0.956
<b>22</b>	0.099	0.950	0.901	<b>52</b>	0.043	0.978	0.957
<b>23</b>	0.095	0.952	0.905	<b>53</b>	0.043	0.978	0.957
<b>24</b>	0.092	0.954	0.908	<b>54</b>	0.042	0.979	0.958
<b>25</b>	0.088	0.956	0.912	<b>55</b>	0.041	0.979	0.959
<b>26</b>	0.085	0.957	0.915	<b>56</b>	0.040	0.980	0.960
<b>27</b>	0.082	0.959	0.918	<b>57</b>	0.040	0.980	0.960
<b>28</b>	0.079	0.960	0.921	<b>58</b>	0.039	0.980	0.961
<b>29</b>	0.076	0.962	0.924	<b>59</b>	0.038	0.981	0.962
<b>30</b>	0.074	0.963	0.926	<b>60</b>	0.038	0.981	0.962



# IV その他

## 1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあります。また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

**特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書(増加資産・全資産用)》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。**

### 課税標準の特例資産の例

資産の種類	適用法令・条項	関係法令	特例割合
再生可能エネルギー発電設備 (平成30年4月1日以降に取得された設備で 発電出力が1,000kw未満)	地方税法附則第15条第33項第1号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	最初の3年 2/3
再生可能エネルギー発電設備 (平成30年4月1日以降に取得された設備で 発電出力が1,000kw以上)	地方税法附則第15条第33項第2号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	最初の3年 3/4
経営力向上設備 (平成29年4月1日～平成31年3月31日までに取得された設備)	【旧】地方税法附則第15条第43項	中小企業等経営強化法	最初の3年 1/2
認定先端設備	地方税法附則第15条第47項	生産性向上特別措置法	最初の3年10割 (課税標準額が0になります)

※太陽光発電設備についての添付資料

①公益財団法人日本環境協会発行の「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

※経営力向上設備についての添付資料

①経営力向上計画に係る認定申請書及び向上計画の写し②経営力向上計画に係る認定の写し③経営力向上設備等に係る使用等証明書の写し

※認定先端設備についての添付資料

①先端設備導入計画に係る認定申請書及び導入計画の写し②先端設備導入計画に係る認定の写し③先端設備等に係る生産性向上要件証明書の写し

## 2 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、ご注意ください。

**なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税(最大5年間)となりますので、ご注意ください。**

## 3 実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、**現年度だけでなく、過年度(最大5年間)に遡及することもあります**のであらかじめご承知おきください。

# V 償却資産 Q & A

## 1 遊休資産、未稼働資産

Q 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。

## 2 償却済資産

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が完了した減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却済資産に該当しますか？

A 耐用年数を経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。

## 3 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、※フォークリフト(軽自動車税の対象となるものを除く)、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※ 大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区別

下記の要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。

(1)自動車の長さが4.7 mを超えるもの (2)自動車の幅が1.7 mを超えるもの

(3)自動車の高さが2.8 mを超えるもの (4)最高速度が15km/hを超えるもの

農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度が35km/h以上のもの

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。(自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。)

## 4 家庭用にも使用する備品類

Q 同一の備品(テレビ、ビデオ、ソファ等)を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」ということができるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。

しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として扱い、固定資産税は課税されません。

## 5 従業員の福利厚生のために供する資産

Q 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的であると間接的であると問わず使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。

したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。



# 耐用年数表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(別表第1抜粋)

## ○建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房通風ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22kW以下)	13
	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易設備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

## ○構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
遊園地用又は学校用のもの	その他のスポーツ場の排水その他の土工施設	
	水泳プール	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
舗装道路舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
煙突	金属造	10
	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25

## ○車両及び運搬具(自動車を除く)

自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

## ○工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	3
型・鍛圧(打抜)工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

## ○器具及び備品

家具・電気機器及び家庭用品	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
	応接セット 接客業務のもの その他のもの	5 8	
	ベッド	8	
	児童用机及びいす	5	
	陳列だな、陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
	その他の家具	接客業務のもの	5
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他 の音響機器	5	
	冷房用又は暖房用機器	6	
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6	
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く)	4	
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他 これらに類する繊維製品	3	
	じゅうたんその他の床用敷物		
	小売業用、接客業務用、放送用、レコード 吹込用、劇場用のもの	3	
	その他のもの	6	
	室内装飾品		
	主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8	
	食事又はちゅう房用品		
陶磁器又はガラス製のもの	2		
その他のもの	5		
その他			
主として金属製のもの	15		
その他のもの	8		

構造用途	細目	耐用年数	
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5	
	電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のもをを除く) その他のもの	4 5	
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、 金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5	
	その他の事務機器	5	
	テレタイプライター、ファクシミリ	5	
	インターホン、放送用設備	6	
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタル ボタン電話設備 その他のもの	6 10	
	時計・試験機器及び測定器	10 5 5	
	光学機器・写真器 製作機器	2 5 8	
	看板・広告器具	3 2 10 5	
容器・金庫	ボンベ 溶接製 鍛造製 塩素用のもの その他のもの	6 8 10	
	ドラムかん、コンテナ、その他の容器 大型コンテナ(長さが6m以上のものに限る) その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2	
	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20	
	理容又は美容機器	5	
	医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器 移動式のもの、救急医療用のもの、 自動血液分析器 その他のもの	4 6
		消毒殺菌用機器	4
手術機器		5	
調剤機器		6	
歯科診療用ユニット		7	
光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの		6 8	
その他のもの 陶磁器製、ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの		3 10 5	

構造用途	細目	耐用年数	
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8	
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2	
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5	
	スポーツ具	3	
	劇場用観客いす	3	
	どんちよう、幕	5	
	衣装、かつら、小道具、大道具	2	
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5	
	前掲以外	映画フィルム(スライドを含む)、 磁気テープ、レコード シート及びロープ	2
		葬儀用具	2
楽器		3	
自動販売機(手動式を含む)		5	
焼却炉		5	
その他のもの 主として金属製のもの その他のもの		10 5	

機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」  
昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号  
中間の改正略  
最終改正  
平成30年3月31日 財務省令 第31号